

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和3年  
小樽市議会

第2回定例会議案

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 523,985 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,194,788 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款            | 項           | 補正前の額            | 補 正 額         | 計                |
|--------------|-------------|------------------|---------------|------------------|
| 17 国 庫 支 出 金 |             | 千円<br>12,566,340 | 千円<br>130,194 | 千円<br>12,696,534 |
|              | 1 国 庫 負 担 金 | 10,136,910       | 35,084        | 10,171,994       |
|              | 2 国 庫 補 助 金 | 2,397,517        | 95,110        | 2,492,627        |
| 18 道 支 出 金   |             | 3,701,276        | 64,268        | 3,765,544        |
|              | 2 道 補 助 金   | 475,413          | 64,268        | 539,681          |
| 20 寄 附 金     |             | 305,360          | 15,110        | 320,470          |
|              | 1 寄 附 金     | 305,360          | 15,110        | 320,470          |
| 21 繰 入 金     |             | 1,301,855        | 292,013       | 1,593,868        |
|              | 2 基 金 繰 入 金 | 1,247,616        | 292,013       | 1,539,629        |
| 24 市 債       |             | 4,313,000        | 22,400        | 4,335,400        |
|              | 1 市 債       | 4,313,000        | 22,400        | 4,335,400        |
| 歳 入 合 計      |             | 57,670,803       | 523,985       | 58,194,788       |

歳 出

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|----------|-------------|------------|---------|------------|
|          |             | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総 務 費  |             | 2,247,253  | 25,676  | 2,272,929  |
|          | 1 総 務 管 理 費 | 1,931,596  | 25,676  | 1,957,272  |
| 3 民 生 費  |             | 25,117,654 | 104,788 | 25,222,442 |
|          | 1 社 会 福 祉 費 | 12,348,349 | 13,933  | 12,362,282 |
|          | 2 児 童 福 祉 費 | 5,104,868  | 88,810  | 5,193,678  |
|          | 5 民 生 施 設 費 | 219,225    | 2,045   | 221,270    |
| 4 衛 生 費  |             | 4,744,144  | 95,059  | 4,839,203  |
|          | 2 保 健 所 費   | 725,320    | 95,059  | 820,379    |
| 5 労 働 費  |             | 51,040     | 4,000   | 55,040     |
|          | 1 労 働 諸 費   | 51,040     | 4,000   | 55,040     |
| 7 商 工 費  |             | 3,058,332  | 264,281 | 3,322,613  |
|          | 1 商 工 費     | 3,058,332  | 264,281 | 3,322,613  |
| 10 教 育 費 |             | 2,383,155  | 30,181  | 2,413,336  |
|          | 1 教 育 総 務 費 | 111,043    | 2,010   | 113,053    |
|          | 2 小 学 校 費   | 862,276    | 7,400   | 869,676    |
|          | 5 社 会 教 育 費 | 507,109    | 20,771  | 527,880    |
| 歳 出 合 計  |             | 57,670,803 | 523,985 | 58,194,788 |

第2表 市債補正  
(変 更)

| 起 債 の 目 的             | 限 度 額         |               |
|-----------------------|---------------|---------------|
|                       | 補 正 前         | 補 正 後         |
|                       | 千円            | 千円            |
| 庁 舎 等 施 設 整 備 事 業 費   | 1 0 6 , 7 0 0 | 1 2 1 , 7 0 0 |
| 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費 | 2 8 6 , 9 0 0 | 2 9 4 , 3 0 0 |

令和 3 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,665 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,996,508 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款           | 項           | 補正前の額           | 補 正 額       | 計               |
|-------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 2 国 庫 支 出 金 |             | 千円<br>3,936,132 | 千円<br>2,832 | 千円<br>3,938,964 |
|             | 2 国 庫 補 助 金 | 1,390,392       | 2,832       | 1,393,224       |
| 6 繰 入 金     |             | 2,434,484       | 2,833       | 2,437,317       |
|             | 1 一般会計繰入金   | 2,434,484       | 2,833       | 2,437,317       |
| 歳 入 合 計     |             | 14,990,843      | 5,665       | 14,996,508      |

歳 出

| 款       | 項           | 補正前の額         | 補 正 額       | 計             |
|---------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 総 務 費 |             | 千円<br>309,091 | 千円<br>5,665 | 千円<br>314,756 |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 167,553       | 5,665       | 173,218       |
| 歳 出 合 計 |             | 14,990,843    | 5,665       | 14,996,508    |

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例

小樽市資金基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表沖津寅太郎・安子青少年スポーツ振興資金基金の項の次に次のように加える。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 小樽市子育て支援事業資金基金 | 子育て支援事業の資金とするため |
|----------------|-----------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、子育て支援のための寄附を受けたことに伴い、子育て支援事業の資金とする目的で、新たに子育て支援事業資金基金を設置するためであります。



小樽市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族（法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する控除対象扶養親族をいう。附則第 4 条第 1 項において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 1 5 条中「同条第 1 項及び第 3 項」を「同項及び同条第 3 項」に改める。

第 1 9 条の 2 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定中「当該」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該」に改め、同項第 5 号中「を除く。当該」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該」に改める。

第 2 3 条第 6 項中「第 5 項」を「前項」に改める。

第 2 4 条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「租税特別措置法」の次に「（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を加え、同条第 8 項中「同項」を「第 1 項」に改める。

第 4 0 条第 2 項中「同項」を「同条第 6 項」に改める。

第 6 7 条第 2 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附則第 3 条の 2 中「（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を削る。

附則第 4 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 5 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に、「同条第 1 項」を「同項」に改める。

附則第 1 6 条の 2 の 8 第 4 項ただし書及び第 1 6 条の 2 の 9 第 4 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附則第 1 6 条の 3 中第 2 5 項を第 2 6 項とし、第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 2 3 項の次に次の 1 項を加える。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 2 2 条中「、第 2 0 条又は第 2 1 条」を「若しくは第 2 0 条又は前条」に、「附則第 2 1 条」を「前条」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 5 条、第 2 3 条第 6 項、第 3 1 条第 2 項及び第 8 項、第 4 0 条第 2 項並びに第 6 7 条第 2 項ただし書の改正規定並びに附則第 3 条の 2 の改正規定、附則第 5 条の改正規定（「同条第 1 項」を「同項」に改める部分に限る。）並びに附則第 1 6 条の 2 の 8 第 4 項ただし書、第 1 6 条の 2 の 9 第 4 項ただし書及び第 2 2 条の改正規定 公布の日

(2) 第 1 0 条第 2 項及び第 2 4 条の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第

1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 附則第 16 条の 3 中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項を第 25 項とし、  
第 23 項の次に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の  
一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）第 19 条の 2 第 1  
項の規定は、所得割の納税義務者が令和 3 年 4 月 1 日以後に支出する同項に  
規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改  
正前の小樽市税条例第 19 条の 2 第 1 項に規定する寄附金については、なお  
従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の  
個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、  
なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税にお  
ける扶養親族の範囲の見直し、医療費控除の特例適用期間の延長等を行うとと  
もに、固定資産税のわがまち特例を新設するほか、所要の改正を行うためであ  
ります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 26 年小樽市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 69 号の 3 中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に改め、同表第 69 号の 5 中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同表第 69 号の 7 中「第 14 条第 13 項」を「第 14 条第 15 項」に改め、同表第 69 号の 13 中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に改め、同表第 70 号の 3 中「第 1 条の 5」を「第 2 条の 3」に改め、同表第 71 号中「第 1 条の 6」を「第 2 条の 4」に改め、同表第 89 号中「又は第 13 項ただし書」を「、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書」に改め、「おいて」の次に「これらを」を加え、同表第 122 号の 7 イ及び第 122 号の 8 ウ中「基準一時エネルギー消費量」を「基準一次エネルギー消費量」に改め、同表第 148 号から第 150 号までを次のように改める。

(148)から(150)まで 削除

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 69 号の 3、第 69 号の 5、第 69 号の 7、第 69 号の 13、第 70 号の 3 及び第 71 号の改正規定は同年 8 月 1 日から、同表第 89 号、第 122 号の 7 イ及び第 122

号の 8 ウの改正規定は公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 3 3 号）」を「特定教育・  
保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営  
に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 2 3 号）」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を  
行うためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 40 号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、家庭的保育事業者等による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとするためであります。

小樽市総合福祉センター条例及び小樽市児童厚生施設条例の一部を改正  
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市総合福祉センター条例及び小樽市児童厚生施設条例の一部を改正  
する条例

(小樽市総合福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 小樽市総合福祉センター条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 0 号）の一  
部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号を削る。

第 5 条第 1 項中「(とみおか児童館を除く。)」を削り、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「又は児童若しくはこれに同伴する者」及び「これらを」  
を削り、同条第 2 項第 4 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

(小樽市児童厚生施設条例の一部改正)

第 2 条 小樽市児童厚生施設条例（平成 1 7 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条の表中

|   |            |                                            |   |
|---|------------|--------------------------------------------|---|
| 「 | 小樽市いなきた児童館 | 小樽市稲穂 5 丁目 1 0 番 1 号<br>小樽市いなきたコミュニティセンター内 | 」 |
|---|------------|--------------------------------------------|---|

を



|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 小樽市いなきた児童館 | 小樽市稲穂5丁目10番1号<br>小樽市いなきたコミュニティセンター内 |
| 小樽市とみおか児童館 | 小樽市富岡1丁目5番10号<br>小樽市総合福祉センター内       |

に改める。

第7条第1項第1号中「まで」の次に「(小樽市とみおか児童館にあっては、午前9時から午後4時まで)」を加え、同項第2号中「日曜日」の次に「(小樽市とみおか児童館にあっては、月曜日)」を加え、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第9条第2項第2号中「前項の」を「同項の」に改め、同項第4号中「き損し」を「毀損し」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

この条例案を提出したのは、児童厚生施設であるいなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターをこども未来部で一括して管理することに伴い、とみおか児童館に係る規定を総合福祉センター条例から削除し、当該規定を児童厚生施設条例で定めるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例

小樽市営住宅条例（平成 9 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 号及び」を「同号及び」に改め、同項第 2 号イ中「。以下「激甚災害法」という。」を削る。

第 50 条中「法第 27 条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

附則第 12 項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）」を「市が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）」に、「地域内の」を「地域に該当する場合における」に、「同条第 1 号」を「同条第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小樽市条例第 3 5 号）の  
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市立病院の診療科目名を変更するためであります。

工事請負変更契約について

旧緑小学校解体工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 旧緑小学校解体工事

2 契 約 金 額

変 更 前 2 億 2, 0 9 6 万 8, 0 0 0 円

変 更 後 2 億 2, 4 9 8 万 3, 0 0 0 円

3 契約の相手方 小樽市若竹町 3 番 1 号

近藤・山吹共同企業体

代表者

近藤工業株式会社

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 高機能消防指令センター機器
- 2 取得価格 1 億 1, 0 0 0 万円
- 3 取 得 先 札幌市中央区大通西 4 丁目 1 番地  
日本電気株式会社北海道支社

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

|         |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|----|
| 小樽市議会議員 | 丸 | 山 | 晴 | 美  |
| 同       | 酒 | 井 | 隆 | 裕  |
| 同       | 高 | 野 | さ | くら |
| 同       | 小 | 貫 |   | 元  |
| 同       | 川 | 畑 | 正 | 美  |

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から39年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定され、2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効された。しかし、核保有国が条約を

批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、在日米軍の再編が更に強化される動き、加えて、東アジア地域における中華人民共和国の海洋進出がエスカレートしており、アメリカ合衆国が中華人民共和国及びロシア連邦の権力主義の台頭に言及し、世界各地の米軍の配置態勢の見直しを表明している中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

#### （目的）

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

をいう。

- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。



令和 3 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 13 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 令和３年度小樽市一般会計補正予算

令和３年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 251,286 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,795,369 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款            | 項           | 補正前の額            | 補 正 額         | 計                |
|--------------|-------------|------------------|---------------|------------------|
| 17 国 庫 支 出 金 |             | 千円<br>11,626,300 | 千円<br>236,286 | 千円<br>11,862,586 |
|              | 1 国 庫 負 担 金 | 10,121,910       | 15,000        | 10,136,910       |
|              | 2 国 庫 補 助 金 | 1,472,477        | 221,286       | 1,693,763        |
| 21 繰 入 金     |             | 1,286,855        | 15,000        | 1,301,855        |
|              | 2 基 金 繰 入 金 | 1,232,616        | 15,000        | 1,247,616        |
| 歳 入 合 計      |             | 56,544,083       | 251,286       | 56,795,369       |

歳 出

| 款       | 項           | 補正前の額            | 補 正 額         | 計                |
|---------|-------------|------------------|---------------|------------------|
| 3 民 生 費 |             | 千円<br>25,011,719 | 千円<br>105,935 | 千円<br>25,117,654 |
|         | 2 児 童 福 祉 費 | 4,998,933        | 105,935       | 5,104,868        |
| 4 衛 生 費 |             | 4,598,793        | 145,351       | 4,744,144        |
|         | 2 保 健 所 費   | 579,969          | 145,351       | 725,320          |
| 歳 出 合 計 |             | 56,544,083       | 251,286       | 56,795,369       |

令和 3 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 2 号

専決処分報告

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 25 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 令和３年度小樽市一般会計補正予算

令和３年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 875,434 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,670,803 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款                     | 項           | 補正前の額          | 補 正 額          | 計              |
|-----------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 15 分 担 金 及 び<br>負 担 金 |             | 千円<br>171, 043 | 千円<br>171, 680 | 千円<br>342, 723 |
|                       | 1 負 担 金     | 171, 043       | 171, 680       | 342, 723       |
| 17 国 庫 支 出 金          |             | 11, 862, 586   | 703, 754       | 12, 566, 340   |
|                       | 2 国 庫 補 助 金 | 1, 693, 763    | 703, 754       | 2, 397, 517    |
| 歳 入 合 計               |             | 56, 795, 369   | 875, 434       | 57, 670, 803   |

歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額             | 補 正 額          | 計                 |
|---------|---------|-------------------|----------------|-------------------|
| 7 商 工 費 |         | 千円<br>2, 182, 898 | 千円<br>875, 434 | 千円<br>3, 058, 332 |
|         | 1 商 工 費 | 2, 182, 898       | 875, 434       | 3, 058, 332       |
| 歳 出 合 計 |         | 56, 795, 369      | 875, 434       | 57, 670, 803      |

令和 3 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 3 号

専決処分報告

小樽市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年小樽市条例第 23 号）を、  
地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 31 日別紙のとおり  
専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

## 小樽市税条例等の一部を改正する条例

### (小樽市税条例の一部改正)

第1条 小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第33条の8第3項」を加える。

第24条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第33条の8第1項中「退職手当が」を「退職手当等が」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第62条の5中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条の2の10第2項中「第13項、第18項から第22項まで、



第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第16条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15

条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 24 項を削り、同条第 25 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条中第 26 項を第 24 項とし、第 27 項を第 25 項とする。

附則第 17 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

附則第 18 条の見出し中「平成 31 年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 19 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成

３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改める。

附則第１９条の２の見出し中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条中「平成３０年法律第３号」を「令和３年法律第７号」に、「平成３０年改正法」を「令和３年改正法」に、「附則第２２条」を「附則第１４条」に、「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改める。

附則第２０条の見出し中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第２４条の見出し中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改める。

附則第２４条の２の見出し中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条中「平成３０年改正法附則第２２号」を「令和３年改正法附則第第１４条」に、「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改める。

附則第２５条の見出し中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下

この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第３１条第１項中「法第３４９条の３の２」を「第３４９条の３の２」に、「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第３３条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第３３条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第３４条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

- ６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第６４条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第35条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第38条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（小樽市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小樽市税条例の一部を改正する条例（令和2年小樽市条例第22号）

の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、小樽市税条例第 3 1 条第 8 項の改正規定中「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」に、「同条第 5 2 項」を「同条第 6 0 項」に改め、同条第 1 4 項の改正規定中「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）

第 2 4 条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第 1 条の規定による改正前の小樽市税条例（以下「旧条例」という。）第 2 4 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 4 条の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 2 4 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 2 4 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 2 4 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 2 4 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下単に「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下単に「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下単に「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。